

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する審査会意見（案）

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対する環境保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書（以下「評価書」という。）で適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正するとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めること。

(2) 焼却施設の最も基本的な緒元である焼却方式が確定しておらず、バイオガス化施設などのその他の施設の緒元についても未確定な部分が多く、準備書の段階においても、熟度が低い事業計画となっている。

このため、事業計画が確定した段階で、地域住民等にその内容を速やかに示す等情報公開に努めること。

(3) 事業計画の熟度が低いため、焼却方式や排ガス処理の違いにより、煙源条件や発生する廃棄物の内容が異なるなど、予測条件に大きな違いが生じる可能性があるにも関わらず、準備書には十分な説明がないまま、単一の条件における予測評価結果のみが示されており、不十分な内容が見受けられるほか、騒音の予測評価の妥当性を確認するために必要な情報が記載されていない。

このため評価書の作成に当たっては、各環境要素についての予測条件を確定すること。やむを得ず予測条件を確定することができない場合は、必要に応じて複数の条件下での予測評価を行い、その結果を評価書に反映させること。また、予測評価に係る必要な条件に関する情報については、可能な限り評価書に示すこと。

(4) 事後調査の計画について、十分な知見や事例のある予測手法を採用していること、予測の不確実性が小さいこと等から事後調査は実施しないこととされているが、事業計画の熟度が低く、予測条件自体に不確実性があるため、事後調査実施の必要性について再検討すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

ダウンウォッシュ（煙突ダウンウォッシュ）、ダウンドラフト（建物ダウンウォッシュ）に係る予測について、予測手法や予測条件の整理が不十分な箇所があるため、風速条件やバイオガス化施設・斎場等との複合影響等について、再検討すること。

焼却施設に白煙防止設備を導入しない場合は、類似施設での白煙の発生頻度などの知見を参考に、白煙による影響について予測および評価をすること。

粉じん等の環境保全目標値として設定された値はスパイクタイヤ粉じんを対象とした目標値であり、予測評価の結果が整合している場合であっても環境影響が小さいとは限らないため、事業を進めるに当たっては適切な環境保全措置を講ずること。

(2) 騒音

施設稼働時の騒音予測について、壁等に適用した部材の透過損失や吸音率の内容が記載されていないため、予測評価の結果の妥当性を確認するために必要な情報を適切に記載すること。

(3) 動物・植物・生態系

動物や植物への影響の程度を示す予測結果区分について、影響の程度の根拠が不明確なため、事例の引用や現地調査の結果を踏まえた定量的な解析など、科学的な根拠に基づき予測および評価をすること。

動物の予測について、ナゴヤダルマガエルなど対象事業実施区域内で繁殖が確認されているにも関わらず、影響がないとした評価は誤りと考えられるため、予測結果の区分を見直すこと。

水生生物の環境保全措置における指定希少種の保護において、指定希少種であるナゴヤダルマガエル以外の種についても、移植作業中に確認がされた水生生物については可能な限り移植すること。特に移動能力が低い両生類等に配慮すること。また移植の時期・方法・場所等の情報について具体的に明記すること。

法面等の緑化にあたっては、地域の植物を用いるなど、生態系に影響を及ぼすおそれのないものを使用すること。

(4) 景観

法面等の緑化については、景観への環境保全措置としても重要であるため、樹種の選定においては、生態系に影響を及ぼすおそれのないものを使用するだけでなく、風土や歴史性などについても考慮に入れること。

今後決定する詳細な施設配置や建物の形状、色彩などに関する情報を基に、周辺環境との調和やスカイラインへの影響などに配慮すること。

(5) 伝承文化

伝承文化におけるヒアリングについて、追加調査等による補完が必要な場合は適切に実施し記載すること。

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

審査会意見(案)	審査会 (1回目・ 追加意見)	審査会 (2回目)	長浜市	滋賀県 関係課
<p>湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する環境保全の見地からの意見については、次のとおりである。</p> <p>本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書(以下「評価書」という。)で適切に記載すること。</p>				
<p>1 全般的事項</p>				
<p>(1)評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正するとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めること。</p>	3、5、6、7、18、20、24、26、27、29	5		6
<p>(2)焼却施設の最も基本的な緒元である焼却方式が確定しておらず、バイオガス化施設などのその他の施設の緒元についても未確定な部分が多く、準備書の段階においても、熟度が低い事業計画となっている。</p> <p>このため、事業計画が確定した段階で、地域住民等にその内容を速やかに示す等情報公開に努めること。</p>	30		3	
<p>(3)事業計画の熟度が低いため、焼却方式や排ガス処理の違いにより、煙源条件や発生する廃棄物の内容が異なるなど、予測条件に大きな違いが生じる可能性があるにも関わらず、準備書には十分な説明がないまま、単一の条件における予測評価結果のみが示されており、不十分な内容が見受けられるほか、騒音の予測評価の妥当性を確認するために必要な情報が記載されていない。</p> <p>このため評価書の作成に当たっては、各環境要素についての予測条件を確定すること。やむを得ず予測条件を確定することができない場合は、必要に応じて複数の条件下での予測評価を行い、その結果を評価書に反映させること。また、予測評価に係る必要な条件に関する情報については、可能な限り評価書に示すこと。</p>	1、2	9、10		
<p>(4)事後調査の計画について、十分な知見や事例のある予測手法を採用していること、予測の不確実性が小さいこと等から事後調査は実施しないこととされているが、事業計画の熟度が低く、予測条件自体に不確実性があるため、事後調査実施の必要性について再検討すること。</p>		9		
<p>2 個別的事項</p>				
<p>(1)大気質</p>				
<p>ダウンウォッシュ(煙突ダウンウォッシュ)、ダウンドラフト(建物ダウンウォッシュ)に係る予測について、予測手法や予測条件の整理が不十分な箇所があるため、風速条件やバイオガス化施設・斎場等との複合影響等について、再検討すること。</p> <p>焼却施設に白煙防止設備を導入しない場合は、類似施設での白煙の発生頻度などの知見を参考に、白煙による影響について予測および評価をすること。</p> <p>粉じん等の環境保全目標値として設定された値はスパイクタイヤ粉じんを対象とした目標値であり、予測評価の結果が整合している場合であっても環境影響が小さいとは限らないため、事業を進めるに当たっては適切な環境保全措置を講ずること。</p>	4、8、9、10、11、12、13、14、15、16	1、2、3		1
<p>(2)騒音</p>				
<p>施設稼働時の騒音予測について、壁等に適用した部材の透過損失や吸音率の内容が記載されていないため、予測評価の結果の妥当性を確認するために必要な情報を適切に記載すること。</p>	17	4		
<p>(3)動物・植物・生態系</p>				
<p>動物や植物への影響の程度を示す予測結果区分について、影響の程度の根拠が不明確なため、事例の引用や現地調査の結果を踏まえた定量的な解析など、科学的な根拠に基づき予測および評価をすること。</p> <p>動物の予測について、ナゴヤダルマガエルなど対象事業実施区域内で繁殖が確認されているにも関わらず、影響がないとした評価は誤りと考えられるため、予測結果の区分を見直すこと。</p> <p>水生生物の環境保全措置における指定希少種の保護において、指定希少種であるナゴヤダルマガエル以外の種についても、移植作業中に確認がされた水生生物については可能な限り移植すること。特に移動能力が低い両生類等に配慮すること。また移植の時期・方法・場所等の情報について具体的に明記すること。</p> <p>法面等の緑化にあたっては、地域の植物を用いるなど、生態系に影響を及ぼすおそれのないものを使用すること。</p>	22、23	6、7		2、5

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

審査会意見(案)	審査会 (1回目・ 追加意見)	審査会 (2回目)	長浜市	滋賀県 関係課
<p>(4) 景観 法面等の緑化については、景観への環境保全措置としても重要であるため、樹種の選定においては、生態系に影響を及ぼすおそれのないものを使用するだけでなく、風土や歴史性などについても考慮に入れること。 今後決定する詳細な施設配置や建物の形状、色彩などに関する情報を基に、周辺環境との調和やスカイラインへの影響などに配慮すること。</p>		8		
<p>(5) 伝承文化 伝承文化におけるヒアリングについて、追加調査等による補完が必要な場合は適切に実施し記載すること。</p>	28			